

金融再生法債権額開示及び保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権であり、当金庫の場合、貸出金の他債務保証見返り、未収利息及び与信関係の仮払金を含んだ債権です。

○金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,178	2,657	1,463
危険債権	949	2,046	1,332
要管理債権	2,575	1,477	2,285
正常債権	35,229	36,990	34,947
合計	42,932	43,171	40,029

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
金融再生法上の不良債権(A)	7,703	6,181	5,081
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,178	2,657	1,463
危険債権	949	2,046	1,332
要管理債権	2,575	1,477	2,285
保全額(B)	7,059	5,850	4,665
貸倒引当金(C)	1,417	616	751
担保・保証等(D)	5,642	5,234	3,914
保全率(B)/(A)(%)	91.63	94.64	91.81
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C)/((A)-(D)) (%)	68.75	65.04	64.35

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。